

# 令和4年度 第12回議事録

井原市農業委員会

令和5年3月6日（月）

1 招集日時 令和5年3月6日(月) 午後1時30分

2 開会日時 令和5年3月6日(月) 午後1時30分

3 閉会日時 令和5年3月6日(月) 午後2時10分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏名	出欠等の別	議席 番号	氏名	出欠等の別
1	欠員		9	佐能直樹	出席
2	早川康史	出席	10	田中敏子	〃
3	田中昭和	〃	11	川上茂	〃
4	山岡宏子	〃	12	三村多美子	〃
5	石井昭子	〃	13	簗戸利昭	〃
6	澤木功	欠席	14	佐藤千恵子	〃
7	金澤憲男	出席	15	森永忠義	〃
8	坂屋友治	欠席	16	上野博幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏名	出欠等の別	担当 区域	氏名	出欠等の別
1	佐藤尚孝	出席	4	三宅勝志	出席
1	谷本悦久	〃	4	山本哲章	〃
2	斎藤俊二	〃	5	川上新太郎	〃
3	植田隆志	〃	5	川上哲雄	〃
3	黒木敬之介	〃	5	三宅英夫	〃

7 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
局長	中山浩一	主任主事	高村亮
次長	多賀浩恵	主事	小川貴史
主任主事	河合健祐	主事	岩川悠一郎

	氏名		氏名
傍聴人			

## 8 提出議案

議案番号	議 題
議案第 32 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 33 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について
議案第 34 号	農用地利用集積計画の同意について
議案第 35 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による 別段面積の廃止について

## 9 結果

議案番号	議 題	採決結果
議案第 32 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 33 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について	許可
議案第 34 号	農用地利用集積計画の同意について	同意
議案第 35 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による 別段面積の廃止について	承認

### 1 0 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	1 5 番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	1 3 番	簀 戸 利 昭
井原市農業委員会委員	1 4 番	佐 藤 千 恵 子

### 1 1 議事経過の概要

次のとおり

## 第 1 2 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 5 年 3 月 6 日 午後 1 時 30 分、会長が第 12 回 農業委員会の開会を宣した。

会 長 皆さまこんにちは。暑さも寒さも彼岸までとありますが、今年はどうやら様子が違うようで、今週末には気温が 20℃ 近くになり 3 月下旬から 4 月並みになるようです。桜の開花情報もそろそろ聞こえてくるかもしれません。このように暖かくなってくると、我々百姓は体を動かし、農作業をしっかりしなければ間に合わなくなってきます。皆様も日ごろから十分に注意をして体を動かしてください。夏場もエルニーニョ現象が続くような感覚で、例年より暑い夏になるかもしれませんので、頭に入れておいていただければ良いかと思います。

最近の新聞報道にありましたが、2022 年版のコメの食味ランキングの発表がありました。5 段階評価で最高位の特 A は 40 銘柄で、2021 年より 2 銘柄減少したとのことです。岡山県産については、きぬむすめ、にこまるが特 A を獲得したということでございます。続きまして、今年の稲作の作付面積の予想ですが、岡山県を含む全体の 7 割が前年並みということで、作付面積を増やす産地はなかったということです。この予想通りに推移すれば、農水省の示す 669 万トンと同水準の 670 万トンになる見通しです。こういったところで、コメの値上がりも多少は期待できるのではないかと、個人的には思っております。これに反しまして、肥料は今年も値上がりが続くのではないかとされておりまして、今から、しっかり段取りをして高騰対策をしてもらえればと思います。

最後になりますが、鳥インフルエンザが全国各地で発生し、約 1500 万羽が殺処分されたということで、卵の値上がりもずっと続くようです。秋頃まで続くかもしれません。成長して卵を産むまでに何か月かかるのか私も分かりませんが、1500 万羽が補えるまでは値上がりが続くと考えて良いでしょう。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、13 番席の簀戸利昭委員、14 番席の佐藤千恵子委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。本日は、農業委員は 6 番席澤木功委員、8 番席坂屋友治委員が欠席、推進委員は全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 32 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 33 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請について、議案第 34 号農用地利用集積計画の同意について、議案第 35 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の廃止について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしくお願ひします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ短時間で終わりたいと思います。事務局の説明のうち、事前にお配りしております議案に記載してある事柄は可能な限り省略し、簡潔に説明するようにお願ひします。

それでは、議案第 32 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局から説明をお願ひします。

事務局 今月の議案第 32 号農地法第 3 条許可申請は 3 件で、すべて所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。先般、譲受人にお会いして話を伺いました。今までは耕作をしたくても家庭の事情で、なかなか時間が取れない状況でありました。現在は解消されて耕作ができる環境になったということでございます。申請地は譲受人の自宅の前にある畑です。地目は田ですが現況は畑になっています。これを譲ってくれないかと渡し人に話をしたところ、了解をいただいたということでもあります。野菜を中心に作りたいと言われております。問題はありません。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は 5 年ほど前から譲受人が管理している農地です。譲渡人は現在 92 歳で、今後も農地の管理ができないことから、両者で話がまと

まり今回の申請となりました。譲受人は地域の荒れている水田を作付けできる  
よう精力的に活動しており、私からも地域の農地を荒れさせないようお願いし  
ているところであります。意欲的に農業をしておられるため、問題はないかと  
思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。この度、譲受人は●●から農業をしたいということで、  
旦那さんと娘さんと3名で移住して来られます。何ら問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、議案第 33 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請についてを議題と  
します。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 33 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請は 5 件で、所有権の移転に  
関するものが 4 件、賃貸借権の設定に関するものが 1 件です。それでは、1 番  
について説明いたします。

1 番の第 5 条の譲受人●●●●(持分 1/2)、●●●●(持分 1/2)の件について  
朗読説明。

転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、手狭になったため、  
申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。

なお、本案件は令和 5 年 1 月に転用の許可をした土地であるが、資金借り入  
れの都合により、共有名義である必要が生じたため、改めて申請するものです。

会 長 この件については、事務局の説明のとおり令和 5 年 1 月に転用許可をした土  
地ですので、当番委員と地元委員の意見を省略し、この案件について、質問を  
求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、2 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2 番の第 5 条の譲受人●●●●株式会社の件について朗読説明。  
転用理由は、借受人は申請地北側で倉庫の建設を請け負っている業者であり、  
その建設にあたり工事車両の仮露天駐車場を一時的に整備するものです。  
一時転用の期間は許可日から令和 5 年 6 月 30 日までとしております。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。2月27日に●●会長、●●委員、事務局2名と私の5人で現地確認を行いました。申請地は●●駅の南に位置し、倉庫建設用地の道の反対側です。駅からは徒歩で1分ほどでございました。これは倉庫を建築するための仮の露天駐車場ということで、建物も何も建てないということです。田んぼが低いので盛土をして駐車場にするということです。期限がくれば元の状態に戻して返すという計画ですので、問題はないかと思えます。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。道路と申請地の間には用水路が通っておりますが、水利の了承も得られており、現状復旧もしっかりするというを現地で会社の方にお聞きしましたので、問題はないと思っております。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、家族が増えて手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。



●●委員 ●番席の●●です。場所は●●線沿いの●●●●東側の路地を南に進んだところにあります。周辺は宅地化されており、雨水は既存の暗渠へ、生活排水は公共下水道へ排水するという計画がされているので、問題はないかと思っております。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請人は共に遠隔地にお住まいということで、お会いしてはしてませんが、●●の水利組合長に農業的な問題点を確認したところ、一切問題ないということでございます。私としても問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、4番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の第5条の譲受人●●●●株式会社の件について朗読説明。  
転用理由は、譲受人は鉱物の採掘業を営む会社であり、申請地周辺で石灰石の採掘を行っているが、その採掘用地を拡張するものです。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●●●を上がっていったところですが、申請地に行くまでに、いろは坂を思わせるような曲道の多い坂道を進んだ先にあり、家も譲渡人の家が1軒あるだけでした。その1軒の譲渡人も既に新しく●●町に家を建てられており、後は引っ越すだけということでした。致し方ないかと思っております。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所については、先ほどいろは坂のような坂と言われましたが、私は慣れているので何ともないのですが、昔は20軒ほどあった集落も今は譲渡人のみとなりました。譲渡人には、生家で最後まで過ごしたいという思いがありましたが、高齢になり運転が危なくなったため●●町に引っ越すことにしたということでした。そこで、石灰石の採掘用地の拡張を希望する譲受人と話がまとまり、今回の申請となりました。別に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、5番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5番の第4条の申請人●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、申請人は墓石が古くなったため、墓地を移転し新たに建て替えたが、敷地境界を越えていることが判明したため、転用許可申請をするものです。また、建て替えに伴い、参道を整備するものです。  
なお、令和3年に墓地を移転し越境していたことから、始末書が提出されています。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●●●から東へ500mほどのところにあります。昨年の農地利用状況調査の時に既に工事をしており、現地確認の際には墓地が

できておりました。始末書も出ており致し方ないかと思えます。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。先日、申請人とお会いしてお話をしました。令和3年に農地との境が分からずにお墓を整備してしまったということでした。雨水は既存の水路に流すということです。お話の中で、順番が違うという指摘もしましたが、始末書も出ておりますし、仕方がないかと思えます。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

次の案件は、私の自己に関する事項になりますので、議事進行は会長職務代理に引き継ぎます。

会長代理 続きます。議案第34号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。

この案件は、●番席の●●会長の自己に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入席していただきます。

では、退席願います。

(●●会長 退席)

会長代理 事務局から説明願います。

事務局 令和5年3月13日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長代理 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長代理 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長代理 それでは同意と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長代理 異議なしと認め、同意と決定しました。  
では、退席された委員に入席していただきます。

(●●会長 入席)

会長代理 会長が戻られましたので、議事進行は会長に引き継ぎます。

会長 続きまして、議案第35号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第35号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について朗読説明。

廃止理由は、改正農地法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件が適用されなくなるためです。

会長 この件について、質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは承認と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり。

会長 異議なしと認め、承認として決定いたします。

以上をもちまして、本日提案されました4件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午後2時10分